

ヒンドゥー法典のシユードラ規定

——義務と儀礼的地位について——

山崎元一

はじめに

インドの身分制度として知られる四ヴァルナ制度が成立したのは、後期ヴェーダ時代（前一〇〇〇—前六〇〇年頃）の半ばごろのことである。つづく時代に、社会の秩序化・固定化をめざす正統派のバラモンによつて、この制度は理論面でさらに発達させられた。彼らの努力はやがて「律法經」⁽¹⁾のなかに結実することになるが、そうしたバラモンの努力にもかかわらず、理論と現実との間には大きな隔たりが存在した。筆者は前稿「古代インドのシユードラ——律法經、仏典、『実利論』を史料として——」において、シユードラに焦点を当てつつヴァルナ制度のもつこうした一面を論じたが、本稿では前稿の諸史料より後代に属するヒンドゥー法典類を取り上げ、同じ問題を考察してみた。ただし紙数の関係から、検討の対象はシユードラの「義務と生活」「儀礼的地位」の二点に置かれている。前稿ではさらに「結婚」「犯罪」「シユードラへの転落と窮迫時の法」などの諸項が扱われているが、

これらの検討は次稿に譲りたい。

ヒンドゥー法典類のなかでも『マヌ法典』のシユーデーラ関連規定は最も詳しくかつ整備されている。各節では、まずそれらの規定を筆者なりに整理して紹介した。一方、『マヌ法典』のこれらの規定と、「律法經」や後期ヒンドゥー法典に収められた諸規定とを逐一対比してみると、重要な規定で『マヌ法典』に欠けるものも見出される。各節の後半部分では、こうした諸規定——とくに後期ヒンドゥー法典中のもの——を検討した。また主として註において、九世紀以後に書かれた註釈文献のなかの記事を紹介した。なお、わが国ではしばしばシユーデーラが「奴隸階級」と訳される。奴隸のなかにシユーデーラ出身者が最も多かったことは確かであろうが、シユーデーラは主人の所有物としての奴隸ではない。またシユーデーラはヴァルナ社会から排除された不可触民とも範疇を異にしている。シユーデーラと奴隸・不可触民との関係については、別稿を参照していただきたい。⁽²⁾

一 シユーデーラの義務と生活

『マヌ法典』は、「リグ=ヴェーダ」の「原人の歌」に溯る説に拠りつつ四ヴァルナの起源を説明している。すなわち、世界の創始に際し、造物主はその口からバラモンを、腕からクシャトリヤを、腿からヴァイシャを、足からシユーデーラを、それぞれ創出したのである(1,31)。各ヴァルナ独自の権利・義務としては、バラモンには「ヴェーダの教授、他人のための行祭、布施を受けること」、クシャトリヤには「人民保護、および感官の楽しみに執着しないこと」、ヴァイシャには「牧畜、商業、金貸し、耕作」、シユーデーラには「上位ニヴァルナに不平

を「⁽¹⁾わや奉仕する」(śuśrūṣā anasūyayā)がそれぞれ定められてゐる。これら四ヴァルナのうち上位三名アルナに属する者は再生族(dvija, dvijātī)と呼ばれ、「⁽²⁾ヒーダ学題、田口のための行祭、布施」を共通の義務としてゐる。これに対しシムラはヒーダの祭式への参加を許さない。一生族(ekaja, ekajātī)と呼ばれるアーリヤ社会の聖法の枠外に置かれてゐる(I, 87-91; VIII, 410; X, 4, 75-80, 126; XI, 236)。四ヴァルナ所属者のすぐれには、田口のヴァルナの義務に忠実であるよつ強く求められた。義務を放棄する者は、死後に「⁽³⁾アーラ」となり、また懲しめ輪廻を繰り返すところ(III, 70-72)。

ヒヌーデーラの社会的役割に関する諸規定を拾つてみると、まずシムラは再生族に対する奴隸的奉仕(dāsyā)を義務とする存在である(III, 410-414)。彼らは彼方に相応しい性質・態度は、清浄(śuci)、上位者に対する従順(utkṛṣṭasūśrūṣu)、穏やかな言葉(mṛduvāc)、私心なき(ānahaṃkṛta)、功德を求める(jñāne dharmepsu)、田口の義務を知る(jñāna)、有徳者の行為に倣つ(śatām vṛttam anuṣṭhita)、嫉妬せぬ(jñāna)など(anasūyaka)である。これらを具えたシムラは、現世においては世人の称讃を、来世においては勝れた「生まれ(jāti)」を得る、とがでると説かれている(IX, 335; X, 127-128)。

奉仕の対象としては「⁽⁴⁾ヤモンが最上」(तथा यमोऽपि अधिक)とよって天国に生まれるなど至上の幸福が得られるところ(IX, 334; X, 122)。「⁽⁵⁾ヤモンへの奉仕のみがシムラにして勝れた仕事であり、それ以外の仕事は何の果報ももたらさぬ」といふ点が述べられてゐる(X, 123)。あたかもシムラは自存神によって「⁽⁶⁾ヤモンへの奴隸的奉仕のために創出されたのであるから、ヤモンはシムラに對

」、彼らが奴隸身分であらうとなからうと奉仕労働を強制であるとも主張されてゐる (VIII, 413-414)。

バラモンへの奉仕がかなわぬ者は、生計の資を得るためにクンヤトリヤと富裕なヴァイシャに奉仕する (X, 121)。そして、再生族への奉仕がかなわず、家族を抱え窮迫した場合にのみ、再生族の役に立つような技術職 (kārukakarma) や種々の手工業 (silpa) に従事する」とが許されてゐる (X, 99-100)⁽⁴⁾。しかし職人たち (kāruka, śilpi) や肉体労働に従事するシユームラ (ātmopajīvin) には、穀物や金錢の形の課税はなく、それに代わるものとして円は一口の割合で賦役が課せられた (VII, 138; X, 120)⁽⁵⁾。なお、シユームラのなかには小作人 (ārdhika)、牧牛人 (gopāla) などになる者もあつた (IV, 253)。

王の重要な仕事の一つは、ヴァイシャンシムラに各自の義務を遂行せらるゝことであつた。やしれら面ヴァルナが義務を怠るならば、この世は混乱に陥るからである (VIII, 410, 418)。ヴァルナ社会の秩序を乱す行為、とりわけ下位ヴァルナによる上位ヴァルナの諸権利の侵害は、厳しい処罰の対象となつた。例えば、低身分 (adhamana) にやかかわらず貪欲から高位ヴァルナの職業に就く者があれば、財産没収のうえ直ちに追放すべしとされ (X, 96)、また上位者 (utkr̥ṣṭa とくにバラモン) と同じ席に坐ひつとす下位者 (apakṛṣṭaia 許祚家はシユームラとみなす) があれば、その男の臀部に焼印したのち追放するか臀部を切り取るべしと定められてゐる (VIII, 281)。再生族の表徴である聖紐などを身につけるシユームラには体刑が (IX, 224)、再生族を侮辱したシユームラには「舌を切断する」「赤熱した一〇指の長さの鉄釘を口に差し込む」などの罰が科され、もしに傲慢にもバラモンに義務を教示するシユームラには、「その口と耳に沸騰した油を注ぐ」という罰が科されてゐる (VIII, 270-272)。

奉仕労働に従事するシユードラには、淨めの口漱ぎや、剃髪を行い身体を清浄に保つ」とが命じられている(V, 139-140)。奉仕に対する報酬としては、能力、勤勉、扶養家族数などを考慮した上で、適当な報酬が与えられた。そうした報酬として、古衣、穀物屑、古家具などが挙げられている。また、シユードラの食物は再生族から与えられた残飯であるとも述べられている(V, 140; X, 124-125)。

シユードラに対し、たとえその能力があつても富を蓄積すべきではないと命じた規定も存在する。彼らが富を獲得すれば、それだけバラモンを悩ます」とになるところがその理由である(X, 129)。シユードラにとって一般に蓄財は困難であつたと思われるが、一方には「ヴァイシャとシユードラは自分の不幸を富によつて克服すべし」という規定もある(XI, 34)。シユードラに対する利息を月に五ペーセント(バラモン以下の三ヴァルナはそれぞれ二・三・四ペーセント)とする規定⁽⁶⁾も、シユードラにある程度の財産があつた」とを前提としている(XII, 142)。シユードラはいつした不安定かつ僅少の収入・財産に依存しつつ、結婚し家族を養つた(X, 124)。彼らには田畠のヴァルナ以外の女性との結婚が禁じられている(IX, 157)。シユードラの夫婦の間に生まれた息子は、その数がたとえ一〇〇人でも、父の財産を平等に分割相続すべしであるところ(IX, 157)。再生族に認められている長子相続制(大家族制)や、長子の特別相続分は、シユードラには認められていないのである。なお、シユードラが「女奴隸あるいは奴隸の女奴隸(dasadasi 奴隸の妻か)に生ませた子」は、父であるシユードラの承諾を得れば他の息子らと同じ相続分を受ける」とがやめだ(IX, 179)⁽⁷⁾。この規定は女奴隸をもつシユードラがいたことを語つてゐる。歴史上、バラモンの眼からシユードラ出身とみられる人物が政治の実権を握つたり、王朝を創始したりするい

とがあつた。土着の王朝としてはナンダ朝やマウリヤ朝がこれに相当し、また西北インドに侵入した外来民族(ムレッチャ)の諸王朝もこの範疇に加える」とがである。⁽⁹⁾ こうした王朝のなかには、やがてバラモンの支持を得てクシャトリヤ王朝と称するものも出でている。しかし、原則的には、シユードラあるいはムレッチャによる支配は不法であり、許すべからざるものであつた。法典の編者は再生族がシユードラの支配する王国に住むことを禁じ(IV, 61)、まだ「王に代わってシユードラが法の判定をするような国は、沼地に落ちた牛のように、みるみる沈没する」(VIII, 21)、「シユードラが非常に多く住み⁽⁸⁾、無神論者に蹂躪され、再生族のいない王国は、飢饉と疫病とに苦しめられ、たちまちに全滅する」(VIII, 22)などと強調している。なお、広くはバラモン文化の故郷であるガンジス・ヤムナー両河地帯とその近隣、広くは「北・南をヒマラヤとヴィンディヤの両山脈、東・西を両海洋で限られた地域」⁽⁹⁾ こそがアーリヤ人の住むべき土地であり、この境界の外に再生族は住んではならぬと定められている(II, 17-24)。ただしへーラーの規定の対象外で、彼らはもし困窮に迫られるならば如何なる土地に住んでゆくといわれる(II, 24)。

『マヌ法典』に見出されるシユードラの義務と生活に関する諸規定は以上のよつなかのである。次に「律法經」にあり『マヌ法典』に欠けるものを挙げるならば、シユードラが再生族の監督のもとで主人のための料理をつくることを認めた規定⁽¹⁰⁾、主人に対しシユードラ扶養の義務を定めた規定などがある。「律法經」中のその他の規定は、ほとんど『マヌ法典』中に収録されている。

後期ヒンドゥー法典類にあり『マヌ法典』に欠ける記事のうち、まず注目されるのは、『ナーラダ法典』のなか

の「奉仕労働者 (śuṣṭriṣṭaka)」の分類に関する規定である (V, 2-7)。それによれば、奉仕労働者は五種に分類され、そのうちの①弟子=学生 (śisya)、②年季奉公人 (antevāsin)、③被傭人 (bhṛtaka)、④役人 (adhikarmakṛt) の四種が淨労働 (śubha) に従事する労働者 (karmakara)、最後の⑤奴隸 (dāsa) が不淨労働 (aśubha) に従事する者であるといわれる⁽¹⁾。また同法典の別の条 (V, 22-25) やは、被傭人 (bhṛtaka) が上位の戦士 (āyudhiya)、中位の耕作者 (kṛṣivala)、下位の運搬人 (bhāravāha) の三段階に分けられ、これらも淨労働 (śubhakarma) に従事する者と規定されている⁽²⁾。シユーデーラの労働は、前者の分類の②と③、後者の分類の耕作者と運搬人に相当するが、いずれの労働も「淨」とみなされている点は注目に値しよう。同法典はまた富の形態を三つに分類し、聖知・武勇・供犠などによつて得る富を白 (śukla)、商業・農耕・技術・奉仕労働などによつて得る富を斑 (śabala)、賄賂・賭博・窃盜などによつて得る富を黒 (kṛṣṇa) と定めており (I, 44-47)、リードはシユーデーラの労働とヴァイシンヤの労働とが「斑」として一括されてくる⁽³⁾。一方、『ヤーハナリヤガアルキヤ法典』(III, 4-5) は、国家の富の源泉がヴァイシンヤとシユーデーラの労働に依存していることを認め、それゆえ王は「これら両ヴァルナの多住する土地 (vaiśya-śūdra-prāyah) に住むべきである」と述べている⁽⁴⁾。この規定と、シユーデーラの多い土地に住むべきではないとする規則との間に、シユーデーラへの対応についてかなりの開きがあるようと思われる。

後期ヒンドゥー法典のなかの一つ注目される規定は、『ヤーハナリヤガアルキヤ法典』(I, 120) の「シユーデーラの義務」は再生族への奉仕である。それによつて生活できなくなるときは商人 (vanij) となる」とがやある。あるいは再生族の利益のために努めつつ諸種の技術で生計を立てる「シユーデーラ」ことのがある。また『アリハ

スペティ法典》(XIV, 10-14)では、商業の共同経営者の死亡をめぐる諸規定のなかで、他の三ヴァルナ出身者と並んでシユーデーハ出身の商人の場合を取り上げている。⁽¹³⁾シユーデーハの商業活動に関するこれらの規定は、「律法經」や『マヌ法典』には見られないものである。⁽¹⁴⁾

註釈文献の時代になると、シユーデーハによるアイシャの職業（農業・牧畜・商業）への侵蝕はいつそ明確となる。『ヤーハーナヤガアルキヤ法典』(I, 120)の「ターグシャーハー註では、古聖デーヴァーハの言葉を引用しつつ、シユーデーハの義務 (śūdradharmā)として次のものを列挙している。すなわち、再生族への奉仕 (dvijātīśuśrūṣā)、惡を離れる (pāpavarijanā)、妻などの扶養 (kalatrādiपोषणा)、耕作 (karṣṇā)、牧畜 (paśupālana)、運搬 (bhārodvahana)、傭傭の取引 (paniyavyavahāra)、繪畫 (citrakarma)、舞謡 (nrtya)、歌詠 (gīta)、笛・琵琶・太鼓・小鼓の演奏 (venu-viṇā-muraja-mṛdāṅga-vādana)、その他である。いりじば、シユーデーハの義務を隸屬的奉仕し定めるヒンズー法典の原則は無視され、農民を含む庶民大衆がシユーデーハとなりなれども。

1. シユーデーハの儀礼的地位

シユーデーハはアーリヤ人の聖法の枠外に置かれ、またアーリヤ人の諸儀礼 (saṃskāra)への参加を拒否⁽¹⁵⁾されてくる(X, 126)。すなわち、ヴェーダの宗教への入門式を擧げる以前の児童に等しい儀礼的地位に置かれているのである(II, 172)。シユーデーハのそぞした地位はまた、アーリヤ人の女性と同等であり、両者はしばしば並記される。しかし、少年はやがて入門の儀式を擧げてアーリヤ社会の正式の構成員となり、婦人は夫に伴って祭式に参加す

る。これに対しシユーデーラは儀礼的不淨性を本質とする存在であった。それゆえ、シユーデーラの近くでヴェーダを唱えたり学んだりする」と、シユーデーラのために祭式を執り行つ」と、シユーデーラに教訓を与える、聖法を教える誓戒を命ずることと、残り物(*ucchisṭa*)や神への供物の残余を与える」と、シユーデーラに奉仕することなどが禁じられてくる(III, 178-179; IV, 80-81, 99, 108; XI, 70)。⁽¹⁶⁾これらの不法な行為は大きな災いの原因になるという。例えば、シユーデーラに聖法を詔さる誓戒を命ずる者はそのシユーデーラとともにアサンギリタと呼ばれる地獄に墜ち(IV, 81)、シユーデーラ(*vṛṣala*)に祖靈祭の残飯を与える者はカーラスースートラ地獄にまつさかさまに墜ちる(III, 249)⁽¹⁷⁾。また供犠のための財物をシユーデーラに乞うバラモン、シユーデーラから得た財物で火神への供犠を擧げるバラモンに対する「死後に不可触民として生まれる」^(チャンダーラ)、「シユーデーラの司祭となつたその愚者(バラモン)の頭を〔財物を与えたシユーデーラは〕足で踏みつけつ不幸を超える」と、非難の言葉が投げられている(XI, 24, 42-43)⁽¹⁸⁾。さらに、シユーデーラを弟子あるいは師とする者、シユーデーラから生計の資を得る者は、シユーデーラ女性を唯一の妻とする者(*vिशलिपति*)とともに祖靈祭への参加を拒まれている(III, 155-156, 164)。なお、再生族とシユーデーラとの同棲や結婚は非難され、両者の間に生まれた息子は他の息子と比べ差別の対象となつた。この種の問題については別稿で検討したい。

以上の他に死靈が天国に赴くことを妨げると云う理由でバラモンの遺体をシユーデーラに搬出させることを禁じた規定や(IV, 104)⁽¹⁹⁾、シユーデーラとともに旅をする」とを禁じた規定(IV, 140)などがある。再生族には、シユーデーラの残した水や食物、シユーデーラの調理したもの、などを飲食することが原則として禁じられている(IV, 211,

218, 223, XI, 149, 153)。

しかし、以上にみた諸々の禁止規定のそれぞれを、現実の生活において厳守する」とはまづ不可能であった。法典の編者たちは原則と現実との間のこうした矛盾に直面して、贖罪(浄化儀礼)と例外規定といふ二つの「抜け道」を用意した。

贖罪の例を挙げるならば、資格なき低賤者のために供犠を行つたり、彼らにヴェーダを教えたりしたことによつて招いた罪は、ヴェーダの念誦や火供^(シャバ、ホーマ)によつて除かれ、彼らから布施を受けたことによつて招いた罪は、施物を放棄し苦行する」とによつて除かれる、などと説かれる(X, 109-111)。また、シユーデラの残した水を飲んだ者は三日間クンチャ草を煎じた水を飲む」とによつて(XI, 149)、シユーデラあるいは女性の残飯を食べた者は大麦の粥汁を七日間飲む」とによつて(XI, 153)、それぞれ浄化されると定められている。⁽²⁰⁾

次に例外規定を挙げてみると、「シユーデラのなかでも[再生族の家に属する]小作人、家族の代々の友人、牛飼い、奴隸、理髪師の〔用意した〕食物は、それを食べる」とがである。「生活に苦しみ」自ら「下僕となる」とを申し出た者〔の食物もまた食べ得る〕(IV, 253)とこうものがある。⁽²¹⁾この規定によつて、シユーデラに「その食物を食べ得る者〔下僕や淨性の比較的高い者〕」と「食べ得ない者〔一般に淨性の低い者〕」とこう上⁽²²⁾下⁽²³⁾一層が存在した」と、および、再生族は実際には多くのシユーデラの手から食物を受け得た」とがわかる。こゝへした現実との妥協は、窮迫時に低位ヴァルナの職業に就く」とや、シユーデラから財物を受けることを認めた一連の規定(いわゆる「窮迫時の法」)に最もよく示されている。不可触民チャンダーラが殺した獸の肉を清浄と認める規定(V, 131)

や、職人の手を常に清淨とした規定 (V, 129) なども、現実的要請から定められたものとすべき。

すでに記したように、ヒューメットはガーダの淨法や聖法から完全に排除されてくるのであるが、一方では「〔ヒューメットには〕聖法〔の一語を行へり〕」に対し何らの禁制もない (na dharmāt pratīṣedhanam)」ところへ規定も見出される (X, 126)⁽²⁴⁾。この矛盾したようにみえる文言は、詣祭家たちによいで、ガーダの聖句を唱へやに行つ宗教儀礼（家庭の祭式・断食・沐浴など）をヒューメットに対して消極的に認めたものと解釈されてもよい。

こうした儀礼に関する規定を拾つてみると、まず命名の際にヒューメットには嫌惡 (jugupsita) の奉仕 (presya) の意味する語を名前の前半と後半につけるよう定められており (II, 31-32)⁽²⁵⁾、結婚の形式としては、八形式のうちの第五のアスラ婚（花婿側が多額の富と交換に嫁を取る）、第六のガントタルヴァ婚（恋愛結婚）、および最低かつ最も罪深い第八のピムヤーチャ婚（睡眠・酩酊などで感覚を失った娘を誘拐する）が認められてくる (III, 21-24)。ヒューメットに認められたものと同じである。おたヒューメットが親族の死により不淨となる期間は一箇月とされ (バラモン以下の再生族はそれぞれ一〇日、一一日、一五日)、遺体の搬出は町の南門から (バラモン以下はそれぞれ東門、北門、西門から)、喪の不淨期間の終りの儀礼は杖 (yastī) に触れる（ヒューメット（バラモン以下はそれぞれ水、乗用轍と武器、空棒あるいは牛の鼻綱に触れる）などもられる (V, 83, 92, 99)）。

挨拶もまた儀礼的行為である。『アヌ法典』はバラモン以下の名ガアルナに対し、それぞれ「善福 (kuśala)」「患災 (anāmaya)」「繁栄 (kṣema)」の語をもって挨拶し、ヒューメットに対しては「健康 (ārogya)」の語をもって挨拶であると定めてくる (II, 127)。バラモンの家にやつて来たクンチャトリヤゴトニガアルナの客は、「賓客

(atithi)」とは呼ばれない。しかし彼らもまた一定の条件のもとで（旅行中に食糧の尽きた者、他村の者、食事時間に到着した者）相応の接待を受けた。そうした客として訪れたヴァイシャとシユードラには、憐憫の情を示しつつ被傭人とともに食事を与えるべきであるといふ（III, 110-112）。なお、尊敬を受ける対象となる五要素、すなわち財富、血縁関係、年齢、行祭、聖なる知識のうち、シユードラが関係するのは年齢のみであった。九〇歳以上の老人は、シユードラといえども敬われねばならぬと定められている（II, 136-137）。

以上にみてきたように、『マヌ法典』はヴェーダの祭式（アーリヤ社会の祭式）からシユードラを排除しつつ、ヴァルナ社会の一員として、彼らになにがしかの儀礼的地位を与えていたのである。また、二、三の規定でシユードラとヴァイシャが並記され、同等に扱われている点も注目される。

次に、本節に關係する規定で、「律法經」にあり『マヌ法典』で欠けたり内容を一部異にしたりするものを挙げてみると、挨拶の身振りについての規定、客として訪れたシユードラをもてなす方法についての規定、シユードラに身体を触れられた者に食事の中止を命ずる規定などがある。⁽²⁷⁾ また『マヌ法典』が九〇歳以上のシユードラを尊敬すべしと定めるのに對し、八〇歳以上と一〇歳低い年齢を定めるものもあり、さらに、遺体を搬出した者の不淨期間や、シユードラの料理を食べたバラモンの罪の深さに關係した規定のなかに、『マヌ法典』の規定より詳しいものも見出される。⁽²⁸⁾

後期ヒンドゥー法典にあり『マヌ法典』に欠けるものとしては、まず遺体の搬出をめぐる諸規定がある。この問題に関して『マヌ法典』は、シユードラに搬出されたバラモンの遺体は穢れるとして、そうした行為を避ける

よう命ずるだけであるが（V, 104），『ヴィシュヌ法典』では、シュードラもまた再生族の遺体に随伴することによつて穢れると記されている。⁽³¹⁾ すなわち、①シュードラの遺体に随伴した再生族、②再生族の遺体に随伴した再生族、③再生族の遺体に随伴したシュードラは、いずれも浄化儀礼を必要とするというのである。もちろん、不浄の度合いは①が最大、③が最小であるが、右の規定は再生族とシュードラの儀礼的地位の差を認めつつ、シュードラを排除せずヴァルナ社会の一員として位置づけている。

すでにみたように、再生族にとってシュードラの食物は避けるべきものであった。そのシュードラが不浄期間中であればなおのこと、彼らの食物は忌避される。再生族の食物でも、彼らが不浄期間にあるときは、それを食べる事が禁じられる。『ヴィシュヌ法典』（XXII, 10-17）は、不浄期間中の者から与えられたものを食べることを再生族に禁ずる一方、シュードラに対しても不浄期間中の再生族の食物を食べることを禁じ、違反したシュードラには浄化のための沐浴を命じている。シュードラに命じられているこの沐浴は、再生族が不浄期間のシュードラの食物を食べた場合（プラジャーパティヤ贖罪）にくらべて簡単なものであるが、再生族の食物によって穢されたシユードラに関する規定は、この法典以前には見出されない。また同法典は不浄期間中のシュードラの食物を食べたシユードラに「沐浴とパンチャガヴヤの飲下」を命じ（XXII, 18）、さらに、きわめて汚れた井戸水を飲んだときの浄化方法を、シユードラを含む四ヴァルナすべてに定めている（LV, 2-7）。一方『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』は、死者を出した家の不浄期間について、バラモンは一〇日、クシャトリヤは一二日、ヴァイシヤは一五日、シユードラは三〇日と定めたあと、「ただし法に従つて生活するシュードラはその半ば（一五日）でよい」

と付記し、シユードラとヴァイシャを同等に扱っている(III, 18, 22)。同法典にはまた、「シユードラは〔儀札を行ふ〕権利をもたない者であるが、時間によつて淨められる(sūdra, dhikārahino 'pi kālenanena śuddhyati)」⁽³⁵⁾ 一句がある(III, 262)。これは註釈家によつて、シユードラはヴェーダ聖典の念誦などを行ふ資格をもたないが、一定の年月の間、シユードラに許される範囲の警戒に従い、自己の義務を果たすことによつて淨められる、といふ意味に解釈されている。⁽³⁶⁾

農民大衆をシユードラとみなす端緒は、地方によつてはすでに仏教成立時代に遡るようであるが、前節で紹介したように、この傾向は後期ヒンドゥー法典の時代にいつそう顕在化した。玄奘が七世紀のインドで見たのはこのよつた社会であり、彼は『大唐西域記』(第二巻)のなかではつきりと「ヴァイシャ=商人」「シユードラ=農民」という関係を記している。一方、バラモンは、原則的には再生族への宗教的サービス(ヴェーダの儀式の執行)に対する報酬を生計の支えとしている。したがつて、庶民のシユードラ化はバラモンにとって経済的に大打撃となるはずである。バラモンはこの危機にどう対処したか。P・V・カネーの研究に拠りつつ、この問題について一言しておきたい。⁽³⁷⁾

シユードラがヴェーダの祭式から排除されながらも、実質的には再生族のものと近似した宗教儀礼を行ひえたことは、右にみた通りである。シユードラにとつてさらにつながったのは、「マハーバーラタ」「ラーマーヤナ」という二大叙事詩と、古伝承「プラーナ」の存在である。「バーガヴァタ=プラーナ」などの語るところによれば、これらのヒンドゥー教の聖典は、ヴェーダの宗教から排除されたシユードラや婦人を含むすべての人びとの幸

福・救済・啓発のために、慈悲深い古聖が創作したものであるという（ただしシューダラは、これらの聖典中に引用されるヴェーダの聖句を読み聞きする」とはできないとされた）。シューダラ自身が叙事詩やプラーナを学ぶ」とについては、それを許す一派と許さぬ一派との対立があり、後者の立場の方が有力であつた。すなわちシューダラは、バラモンの口を通じてそれらを聞く」とで満足すべきとされたのである。

シューダラにはまた、「律法経」の時代から「namah」という聖句を唱える」とが認められていた。西暦紀元以後、とくに五世紀になると、^{マントラ}古伝承に起源する新しいマントラ(Paurāṇika-mantra)がバラモンの手で数多く作られ、しだいにヴェーダのマントラを凌ぐ重要性をもつよくなつた。⁽³⁹⁾この種の新しいマントラは、シューダラの祭式においても唱えうるものとされた。カネーの意見によれば、これらは仏教信者であるシューダラ大衆を懷柔し自陣に引き入れるため、バラモンが創作したものであるといふ。これらのマントラをシユードラ自身が唱えることを認める一派も初期には出たが、やがて多数派の見解は禁止の方向に傾いた。すなわち、シューダラは儀礼にさいし、バラモンを招き彼らにマントラを唱えてもらわねばならないのである。バラモンはこのように、ヴェーダからのシューダラ排除という一線を辛くも維持しつつ、司祭者としてシューダラの儀礼に参加することになつた。換言するならば、バラモンは宗教上の譲歩と引換えに、安定した収入の道を確保することに成功したのである。

おわりに

『マヌ法典』および後期ヒンドゥー法典類に見出されるシユードラの義務と儀礼的地位に関する諸規定は、以上のようなものである。最後に、本稿の要点と残された課題について記しておきたい。

筆者は前稿において次の二点を指摘した。その一つは、正統派バラモンの文献「律法經」が、厳しいシユードラ差別を掲げる一方、贖罪法(淨化儀礼)や窮迫時の法を導入することによって現実との妥協を図っているという点である。また、もう一つは、現実の生活の場ではヴァイシャとシユードラの区別(とくに前者の下層と後者の上層)が不明確であり、したがって「律法經」のシユードラ差別規定が現実の社会でそのまま実施されていたとは考えられないという点である。

『マヌ法典』のシユードラ関連規定には、「律法經」の規定を上回る過酷なものも見出される。こうした『マヌ法典』の姿勢に、外来民族の相次ぐ侵入によって混乱する社会を眼前にした正統派バラモンの危機感を読み取る史家も多い。しかし、この時代にシユードラ差別規定と社会の現実とがいよいよ乖離したこともまた確かである。『マヌ法典』のなかに、「律法經」と比べていっそう発達した贖罪法や窮迫時の法が見られるのは、そのためであろう。

現実社会との妥協は、後期ヒンドゥー法典およびその後の註釈文献の段階になるといつそうはつきりする。すなわち、本稿各節の後半と註釈の部分で記したように、いずれの文献も古来のシユードラ差別規定を原則として

掲げつつ、一方では規定を弛め、シユードラに譲歩している。換言すれば、シユードラを排除した「アーリヤ社会」の観念が後退し、シユードラを仲間に加えた「ヒンドゥー社会」の観念が徐々に前面に出でてきているのである。そして、この四ヴァルナから成る社会の枠の外に不可触民集団が置かれている。この構造は、今日のインド社会におけるカースト・ヒンドゥーと不可触民（指定カースト）という二大区分と同じものである。

R・S・シャルマは、後期ヒンドゥー法典類に見られるこのよほな傾向を一論拠として、この時代にシユードラの地位が上昇したことを論じてゐる。すなわち、シユードラの地位が奴隸的隸属から農奴的なものに上昇したといふのである。⁽⁴⁰⁾ シャルマのこの指摘は、インド史の時代区分に直接関わる重要なものであるが、前稿でも論じたように、仏典や『実利論』のなかにすでに農民を主体とする生産大衆をシユードラの範疇に加える傾向の端緒が見出されるのである。後期ヒンドゥー法典類の記事は、シユードラの地位の上昇といふより、むしろシユードラの範疇のこうした拡大、すなわち從来ヴァイシャとみなされていた者をシユードラの範疇に加える傾向的一般化を示すものであろう。

ヒンドゥー法典類を史料に用いて歴史を叙述する場合には、常に理想論と現実とのギャップに留意せねばならない。ヒンドゥー法典から得られるシユードラ像を、文学作品・宗教作品・刻文などの記事との比較検討を通じて修正してゆく作業が、今後の課題として残されている。

本稿で使用した史料は次の通りである。「憲法」関係の文献は註(一)に論文を参照していただきたい。

- G. Bühlner (tr.), *The Laws of Manu*, Oxford, 1886.
J. Jolly (ed.), *Manava Dharmasāstra*, London, 1887.

G. Jha (tr.), *Manu-Smṛti, The Laws of Manu, with the Bhāṣya of Medhātithi*, Calcutta, 1920-26. Do., *Manu Smṛti Notes*, 3vols., Calcutta, 1924-29. M. Mora (ed.),

Manusmṛti, Medhātithibhāṣya-saṁalambhitā, 2vols., Calcutta, 1967-71. G. S. Nene (ed.), *The Manusmṛti, with the 'Manurīthamuktaṭāti' Commentary of Kullūka Bhāṭṭa*, Vānarasi, 1970.
A. F. Stenzler (ed. and tr.), *Vijñānavalkya's Gesetzbuch*, Berlin, 1849. U. C. Pāndey (ed.), *Vajrāvalkya-smṛti, with the Mitākṣarā Commentary of Vijñānesvaru*, Varanasi, 1967. J. Jolly (tr.), *The Institute of Vishnu*, Oxford, 1880. V. Krishnamacharya (ed.), *Viśṇusmṛti, with the Commentary Keśavavaijayanī of Nendapāṇḍita*, 2vols., Madras, 1954.

J. Jolly (tr.), *The Minor Law-Books*, Part 1, *Nārada and Br̥haspaṭi*, Oxford, 1889. Do. (ed.), *The Institute of Nārada*, Calcutta, 1885. K. V. R. Aiyangar (ed.),

Bṛhaspatismṛti, Baroda, 1941. P. V. Kane (ed. and tr.), *Kātyayanasmṛti*, Poona, 1933.

中嶋義昭訳「ヤーハツリヤウヘキヤ振興」『ラク法典』、日本印度学会「一九五〇年、一九五一年。田辺繁子訳『ラクの法典』、岩波文庫、一九五三年。

(一) 『国学院大学紀要』110 (一九八一年)、1110—1
五九頁。

(2) 抽稿「ヘーメ古代奴隸制の性格」「ヘーメ史における土地制度と權力構造」(松井透・三輪利男編)、東京大学出版会、一九六九年、11—12六頁。同「古代ヘーメの賤民権—不可触賤民チャハターハを中心として—」「東洋考察」111—112四 (一九七一年)、1—51五頁。

(3) ヘーメーからメーターホーフ (on *Manu* VIII, 412) ざ「dāsyu」をれども「足洗」など(pādadhāvanādi)。

「足洗」廢物除却、清掃など(dāsayam pādadhāvana-ucchiṣṭāvakaraṇa-saṁmārijanādi)」、526頁。

(4) 「kārukakarma」や「śipa」の因縁をさへいわへる。
「kārukakarma」や「śipa」の因縁をさへいわへる。
「kārukakarma」や「śipa」の因縁をさへいわへる。
「kārukakarma」や「śipa」の因縁をさへいわへる。
「kārukakarma」や「śipa」の因縁をさへいわへる。
「kārukakarma」や「śipa」の因縁をさへいわへる。

stān)」へ説明」、また「śilpin」&「木匠 (takṣa) なま」

【鐵師 (lohaśāra) なま】へ説明してある。一方、
一ターハトマトヘ (on *Mānu X*, 99-100) や「kāruka」
と「śilpin」が同義で料理人 (*sūda*)、織工 (tantuवाया)
などと記したあげく、強いて訳すやう、「kāru
(-ka)」は木匠 (takṣaka)・大工 (vardhaka) なま、「śilpa」
は葉の裁断 (patraccheda)、彫刻 (ripakarma)、繪画
(ālekhya) などである説明である。

(5) 「律法經」の「*īśa*・奉仕労働に従事する人」一節を
を、婦人、児童、学生、苦行者、不眞者などといふに譲
税の対象から外してゐる。Ap. II, 10, 26, 10-17.

(6) アルテカルは、シードームの利率が最も高くなる
差別ゆえではなく、融資が最も不安定であるところを経済
的理由によると主張する。しかし、『アーチ法典』の規定の
一般的傾向からみて、四ヶアルナ間の利率の差をいつて
た経済的理由によつて説明するには無理であろう。筆者
は利率の差を、正統派ベラモンの立場からわれわれた身分
差別の表現として捉えた。もちろん、この数字は理論
上のものであり、現実にこの種の差別利率が行われてい
ただとは考へられない。A. S. Altekar's review on

Sudras in Ancient India (by R. S. Sharma), *Journal of the Bihar Research Society*, Vol. XLIII-3/4 (1957), p.

409.

(7) 再生族の主人と女奴隸との間に生まれた息子の相続
分に関するでは、「ヤーシニアヤガルキヤ法典」までの法
典類は何處記載しない。「アーチ法典」(IX, 179) の註釈でメ
ターハティイは「*īśa*〔の再生族〕が女奴隸に
生ませた息子は、生計に必要な分だけは得るが財産相続
人とはなれない。これは規定される規則である
(brāhmaṇādīnām tu dāsīsutāḥ praiivanamātrabhaio
na rikthabhaīā iti sthitih」と説明している。一方、「カ
ートイヤーヤナ法典」(723) やは、主人と女奴隸との間
に生まれた子を「佃田人」として扱つてゐる。

(8) 「yadī-āśṭrapā śūdrabhūyāśṭham」をメーダーハトイ
トマホカルの関係からシードームの法官の多く國 (yatra
śūdrā bhūyāṁśo virāḍanīmāyakārās) の意味にして
いるが、これは誤訳。クハルーカは単にシードームの多
く住む地 (śūdrabahulam) と説明するのみ。

(9) Ap. II, 2, 3, 4-9.

(10) Gout. X, 61-63.

(11) 上中の被傭人は「家の財産の管理・運用のために
傭ねられた者 (kautūmbika)」を加えた四者が、淨労働者
(śubhakarmakara) である括れど (V, 24-25)。『ア
リハベパティ法典』(XVI, 10) やは、戦士を上級、耕作

者を中級、運搬人と家内労働者(*grīhakarmakṛt*)を下級の労働者とする。

(12) 『カーラム法典』(LVIII, 68)では、これらの者でも自己のヴァルナに定められた方法で富を得たならば、その富は「白」、次下のヴァルナの方法で得た富は「斑」、二階級以下のヴァルナの方法で得た富は「黒」とそれでいる。

(13) バラモン以下の各ヴァルナの共同經營者(相続人)から、王は死者が残した財貨の一〇分の一、一一分の一、九分の一、六分の一をそれぞれ取る。

(14) 法典類のなかでは、これらの規定がシユードラの商業従事を認めた最初の規定であるが、すでに『実利論』では「実業(vārtta)」すなわち農業・牧畜・商業をシユードラの義務の一つに数えている。前掲拙稿、一五二—一五四頁。

(15) 净化のため水を綴り口を拭う行為を一回ずつ行う(V. 139)、再生族が両者の残飯を食べるとの禁(XI, 153)、再生族が净化儀礼中に両者と会話をするとの禁(XI, 224)。

(16) メーダーティティ(*on Manu IV, 80*)によれば、生計の手段(vṛtyarthā)としてシユードラに助言を与えることは禁じられているが、バラモン家とシユードラ家の

間に代々交友関係(kulamitra)がある場合に、友情(maitri, sauhārda)からシユードラに助言を与えることは可能であるといふ。

(17) シユードラに残飯(uccistiṣṭa-anna)を与えることを認めた規定(X, 125)と禁じた規定(IV, 80)があり矛盾するようみえるが、註釈家クツルーカは、はじめの規定を当該再生族のむちで隸屬的奉仕をするシユードラ關係ないシユードラ(adāśasūdra, anāśritasūdra)を対象としたものとみてくる。

(18) これらの規定を註釈するにあたり、メーダーティティは、供犠のための財物をシユードラに乞うことと禁じたものであり、扶養者を養つための財物(bhṛtyabharana)を乞つことを禁じたものではないと説明し、また乞わずにシユードラから得たもの(ayacitopapanna)は禁止の対象とはならないと述べてゐる(XI, 24)。されば、シユードラから得た財物をもつてアグニホートラ(火供)を行うことを禁じた規定(XI, 42-43)について、この規定は他の儀礼を拘束するものではないと説明してゐる。いずれの説明も『マヌ法典』中のシユードラ排除規定を弛めるものである。

(19) 遺体は死者と同ヴァルナの者が運び出す。同ヴァル

ナの者がいな時は次位ヴァルナの者は攝王やれ。ハユーデーラに搬出させるのは最後の手段である。クンヤトリヤとヴァイシヤの遺体もショーデーラが触ると穢れるため、これと同様にする（クッルーカ、メーターティティイの註釈による）。

(20) 『マヌ法典』には「その手から食物を受け取って食べ

てはならぬ者」の長リストが掲げられてくる(IV, 207-220)。彼らが与えた食物を知らずして食べた者は「田間

の断食、知りて食べた者はクリッチュラ贖罪（断食を命令する一日間の苦行）を行つぐれどあるべし(IV, 222)。

(21) ārdhikāḥ kulamitrap ca gopālo dāsanāpitau, etc
śidreṣu bhoiyānna yas ca ātmānāṇ nivedayet. 「耕作者・家族の朋友・牧牛者・ハーメーラ族の中においては奴隸および理髪者……」 ハーメーラを限定する中野義照訳は採用なる。

(22) 誌(20)のコベー(IV 207-220)に挙げられた人びと

のうち、ハーメーラ族民に属する與ねられるものを拾ふが、次のよハシナ。音楽監(gāyana)、大口(takṣan)、獣歸(mīgayu)、舞謌師(saiśūṣa)、裁縫師(tunavāya)、鍛冶師(karmāra)、舞印俳優(rāṇagāvataṛaka)、韻脚(vēṇa)、大圓(sāvavat)、煙壳(śaundikā)、洗濯人(cailanirjejaka)、染物監(rāñja-

ka)、皮革(carnāvaktin)。心の起、金(śurvarṇa-kartṛ)、高利貸(vārddhuśika)、医姫(cikitsaka)、武器商人(sastravikriyin)なども挙げられべし。

(23) IV, 223; X, 81-108, 116; XI, 11-14. 「禦母齒の法」に

つこには次稿で検証する。「禦母齒」廿の規定によれば前稿一四六一一四八頁を参照。

(24) メーターティティイは「職人」を「料理人、染物監、織工」などの技術者(kārvāḥ śiśipinah śūdra-rafijaka-tantuvāyādayah)」と認定し、クッルーカは「花環造り(mālākāra)」など「死」や「田産」の不善期間において彼等は「可憐(sprīṣyatā)」。わざわざ便で汚れた手がでも「死」へるわけではなし。

また「生まれが不淨の者(svabhāvāsuci)」が職人の仕事をしてゐる「可憐」「死」へばならぬ(メーターティティイ)。

(25) 「na ca sūdravīhitatvāt pākayajñādīdharmād asya niṣedhah」(Kulluka)「yeṣu snānopavāsavratādiṣu... tādrśebhyo dharmebhyo na pratiṣedhah」(Medhātithi)『マヌ法典』のじの規定(X, 126)ではハーメーラは必ず讓歩を簡潔に記したものである。ハーメーラにむかうのハントラを伴わない淨法(譲生式、命名式、結婚式、葬式などの通過儀礼、その他日常の儀礼)が認められてゐたりにこゝでは、次の研究を参考。P. V.

Kane, *History of Dharmasāstra*, Vol. II, pp. 159, 198—

199. なお、「律法經」は、ハーモニア詠われた日暮の祭

式にねこでカーダのハーモニアを聖めしにへを禁シ」

〔namah〕ハーモニアのみを詠ぬや。Grant. X, 64.

(26) バハヤハの場合は、名前の前半と後半にそれを如
样 (mangala) と幸運 (śarman) の意味する語を、クン
ヤーリヤには同様に力 (bala) と迷謬 (rakṣa) や、カト
イシヤには富 (dhana) と繁榮 (puṣṭi) を意味する語を
へはる。

(27) Āp. I, 2, 5, 16; Āp. II, 2, 4, 19-20; Āp. I, 5, 17, 1.

(28) Gaut. VI, 10.

(29) Gaut. XIV, 23-27; Vas. VI, 26-29.

(30) 『ヤーリヤ・カトヤ・ラヤ・ガタ』(III, 26) もだ、
テヤハに村レ、バハヤハ以外の再生族ハーモニアの遺
体に隕從する、いふを禁やへど。

(31) Viś. XXXII, 63-65, cf. Viś. XIX, 1-2.

(32) ①の場合は川に入り沐浴しながら Aghamarṣana
の聖句を三回唱べ、水中より出でいかば Gāyatrī の聖句を
100八回唱べ。②の場合も同様な方法であるが、
Gāyatrī を聖べるGāyatrī 100回唱べ。③の場合が沐浴
のめども。

(33) 最初の二日間は夕食のゞ、二日間は朝食のみ、

二日間は完全な断食 (Viś. XLVI, 10)。

(34) パンチャガヴヤ (pañcagavya) は、牛から得られる
五種の物、すなわち乳、ミーグルム、バター、尿、糞。
同じ『ヴィシヌ法典』(LIV, 7)によれば、パンチャガ
ヴヤを飲んだシユーシュサベー酒を飲んだバラモンと
同様に、マハーラウラヴァ(大叫喚) 地獄へ墜ちるとあ
り、本文中の規定と矛盾する。

(35) バラモン以下の三ヴァルナは、それぞれ三日、一日、
一日の断食、および誓戒のあんপাখヤガヴヤの勘ト。
ハーモニアは一夜の断食。

(36) yady api śudro japādyadhikārahinas tathāpy
anena dvādaśavariṣikādikalasampādyena vratena śud-
dhyaī..... śūdraḥ kālēna śuddhyet gobrāhmaṇahite
rataḥ, dānair vā 'py upavāsair vā dvijāśūrtiṣayā
tathā. (Mitākṣara)

(37) P. V. Kane, *op. cit.*, Vol. I, pp. 893-896; Vol. II, pp.
155-159, 198-199; Vol. V, pp. 920-930, 1641-1642.

(38) 今数派ではあるが、古ヘーネー、カトヤーの祭式の
詔くらハーモニア参差を詠ふ。ノルム社社したゞ
ノルム。

V, pp. 1641-1642.

(39) *Ibid.*, Vol. V, pp. 922, 925-926. ベクトル體の普及
ムルムリ、ベクトル體の名を語るハントが、
ハーメルハムル不可觸民は語るべくよつてな
る。111文字のハーメルハムル (Sri Rāma jaya Rāma
jaya jaya Rāma) も「由文字のハムル=ハムル (Namah
Śivāya 呼出號 Om を頭についた六文字)」などがそれ
である。*Ibid.*, Vol. II, p. 158.

(40) R. S. Sharma, *Sudras in Ancient India, a social
history of lower order down to circa A. D. 600*, 2nd
rev. ed., Delhi, 1980. ハーメルハムル研究の最大の成果であ
る本書は「ハムル」筆者の書評がある。『東洋学報』六三
—1・1合併号（一九八一年）111回—111頁。